

アフリカ開発の現状と課題

小野 充人 *Mitsuhito Ono*

(財)国際貿易投資研究所 主任研究員

アフリカの開発問題が、国際的に注目される機会が増している。これは、南アフリカ共和国がアパルトヘイト廃止後、アフリカ諸国の意見代表として動き始めたことが大きい。

しかし、アフリカ諸国は国際社会で政治的には発言権を強めつつあるが、経済的には依然として貧困から脱却できないでいる。近年では、先進国の援助疲れもあり、「援助よりも自立的経済を営むための貿易機会を」というスローガンの下、経済の立て直しを図っている。

貧困からの脱却ができない理由について、開発経済学者は、部族社会で構成され、国家という意識が希薄なため、有効な政策実施が困難であること、汚職により援助が有効に活用されないこと、開発のための経済的、社会的インフラが整っていないこと、産業が価格変動の大きな一次産品の生産に依存していること、などを挙げている。しかし、程度の差はあれ、これらの要因は途上国一般に見られることであり、アフリカに限定された要因ではない。何故、アフリカの成長が阻害され、長期的に貧困状態にあるのか、説得力のある定説はまだない。

実効に欠ける援助

日本の対アフリカ援助は、人道的見地から生活水準の引き上げを主な目的としていた。しかし、1993年10月にアフリカ開発会議(TICAD I)で冷戦後の国際社会がアフリカ開発に取り

組むべきであることを唱導し、国際社会に働き始めた。98年にはTICADIIを開催、本年12月にはTICADIIIの閣僚レベル準備会合を開催する。日本はアフリカに対し援助額では世界最大となったが、輸出品育成などの成果をまだ挙げていない。また、2000年の森首相のアフリカ歴訪でも具体的な支援策は提示できなかった。

アフリカに対する援助は、欧州諸国のかかりが長い。これは英国、フランスなどがアフリカ諸国を植民地支配していたことと関連して、旧宗主国の植民地に対する経済援助という形態をとっていたことによる。これらの二国間援助に加え、EUは57年に欧州開発基金(EDF)を創設し、EUとしてアフリカ援助を始めた。そしてEUは75年以降、援助をACP(アフリカ、カリブ、太平洋諸国)を対象としたより包括的なものとし、ロメ協定という形で実施してきた。これは当初、アフリカ産品の輸入関税免除、数量制限の撤廃、EDFによる資金協力など、アフリカ諸国に対し一方的に援助するという非互惠を主体としたものであった。しかし、EU加盟国に直接被援助国との利害関係のない国が増えたこと、援助対象として中東欧諸国への関心が高まり相対的にアフリカへの関心が低下したこと、長期にわたる援助にもかかわらず成果が見えないという援助疲れ、EUの締結した他の協定との整合性などにより、協定の対象国が広がり、内容も相互互惠を基本とする一般

的な協定内容に変質しつつある。

2000年に第4次ロメ協定は失効し、現在は暫定的に従来の内容が維持されている。そして新協定は、援助に関する新協定は2002年ごろ発効、貿易についてはWTOの掲げる無差別といった条件に抵触しない形に置き換わり、最終的には、新経済協力協定(EPA)として2008年までに発効する予定である。

ロメ協定は輸出産品を一次産品に固定し、多様化を妨げたこと、援助資金をめぐるアフリカ政府の腐敗を招いたことなど、数々の問題点が指摘されている。それでも、EUが市場を一方的にACP諸国に開放した点は評価される。しかし、WTOの下でEPAが発効すると、従来と異なりACP諸国は段階的に市場をEU製品に開放することを迫られる。現状では、途上国はこれに対応できないと見られる。

米国のアフリカ支援政策は、冷戦時代は共産主義の拡大防止、封じ込めが目的で、アフリカ経済の自立を求めるものではなかった。冷戦崩壊後は、構造調整(経済の自由化、民営化、規制緩和)、民主化といった条件を受け入れる国に対し援助を選択的に実施している。この背景には、出遅れた米国企業のアフリカ市場進出の支援という性格があるものと見られる。米国は2000年、アフリカ成長機会法を発効、従来の48カ国に対する4,650品目のGSP適用に加えて、米国国内に影響の少ないと見られる1,835品目について一定の条件を満たす35カ国に対し輸入税を免除した。しかし、繊維製品輸入に関しては、適切な輸出入管理ができることを条件にして、対象国を制限している。

問題となる援助国の論理

貧困にあえぐアフリカの途上国では、経済発

展のための資本の蓄積が乏しく、援助に依存する部分が多い。また、その多くは開発資金に回らず、旱魃などによる食料不足などに対応するために消費される場合も多い。

さらに現在、援助国側の論理も援助疲れにより、「援助から貿易機会へ」という言葉に代表されるように、自助努力により自立的経済成長を促す方向に向かっている。

しかし、貿易協定に米国がWTOに強く働きかけている労働基準、環境基準を導入した場合やWTOの互惠主義など、先進援助国の論理を貫いた場合、EUのEPAが従来の片務的なものから双務的なものに変化するように、貿易協定は途上国にとって実質的に不利なものとなる。

米国の成長機会法にしても、実際に一定の条件を満たせる国は現実にどの程度あるのか、また、米国市場が受け入れられる品質の製品を製造できる国がどの程度あるのかは疑問であり、その効果には懐疑的にならざるを得ない。

さらに、GATTの下で認められ、現在工業化を達成した国が享受していた輸入制限による幼稚産業保護育成政策が、事実上実施できない状況が作り出されている。これは、IMF、世銀の融資を途上国が受ける際に貿易の自由化という先進国の論理を途上国に適用し、輸入制限の撤廃を融資の条件に織り込むためである。

現実問題として、先進援助国の論理である民主化、汚職の防止、構造調整などを、国の習俗、習慣の差異、発展段階を無視して援助の前提条件として途上国に導入を図っても、現実に産業の育成など自立的な経済基盤を育成できるかは疑問である。貧困の解消、持続的経済成長の実現には、途上国の立場に立った制限を極力設けない援助が肝要である。